

事 務 連 絡
平成28年7月28日



公益社団法人 日本精神科病院協会 ご担当者 様

関東信越厚生局健康福祉部
医 事 課 長

平成28年度 第2回看護師の特定行為研修に係る説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護師の特定行為に係る研修制度」については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。また、特定行為研修を行う指定研修機関において研修が実施されています。

つきましては、医療施設等の管理者を講師にお招きし、特定行為研修の説明と意見交換を実施し、医療現場における本制度の理解を深め、指定研修機関の確保を図るための説明会を開催いたしますので、ご了知いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時、場所

平成28年9月14日（水） 14時00分 ～ 17時00分
さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂
（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

医療関係者等の特定行為研修に関する理解を深め、指定申請の促進を図る

3. 主催

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課

4. 対象

関東信越厚生局管内の医療機関、老人保健施設・訪問看護ステーション等の施設、教育機関、自治体等に所属する医療関係者等

5. スケジュール

時 間	内 容
14:00 ～14:05	開会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局長)
14:05 ～15:00	指定研修機関の指定の申請に係る手続き等について (説明者：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課看護指導官)
15:00 ～15:10	休憩
15:10 ～16:55	パネルディスカッション テーマ：看護師特定行為研修をどう捉えるか ― 施設管理者の立場から ― パネリスト：藤谷茂樹 氏 (聖マリアンナ医科大学救急医学集中治療部 教授) 工藤 潤 氏 (医療法人社団愛友会上尾中央総合病院 看護担当特任副院長) 島田珠美 氏 (療養通所介護まこと 管理者 前 川崎大師訪問看護ステーション 管理者)
16:55 ～17:00	閉会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課長)

6. 定員

200名程度

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、必要事項を記入した参加申込用紙を添付の上、平成28年8月31日(水)までに、次の参加申込み専用メールアドレスへお申し込みください。

※ 申し込みが定員数に満たした時点で締め切りとなります。

参加申し込み専用メールアドレス：tokutei-kantou@mhlw.go.jp

8. その他

説明会に参加できない施設等の方で、個別相談を希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。個別の相談に応じます。

<問い合わせ先>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課

担当： 横澤

TEL：048-740-0754

FAX：048-601-1333

本用紙は、関東信越厚生局公式ホームページ

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/kangoshitokuteikouikensyuu-setumeikai2.html>)からもダウンロードできます。

看護師の特定行為研修に係る説明会 (参加申込用紙)

1. 説明会参加者

	都県	所属	職名	氏名	備考
1					
2					

2. ご担当者連絡先

	氏名	住所	電話番号

記入例

	都県	所属	職名	氏名	備考
1	埼玉県	〇〇病院	看護師	〇〇〇〇	
2	"	"	事務	●●●●	



研修後に活躍する、修了者の声

手応え

訪問看護ステーションの利用者の方が胃ろうを交換する際、今までは家族が介護タクシーを予約するなどして、交換のたびに診療所を受診していました。利用者、家族からも負担が大きいといった声を聞くことがあり、看護師としてジレンマを感じていましたが、これからは条件が整えば、手順書により看護師だけでも交換を行うことができ、**利用者、家族の負担を軽減できると**思います。

看護の質

特定行為研修で、医学的根拠に基づいた臨床推論や臨床薬理、フィジカルアセスメントを学んだことにより、**看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解することができるようになりました。**「医師からの説明が難しかった」という患者の声に対し、医学用語をわかりやすく患者や家族に説明できるようになったり、疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになったりして、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。



修了者と協働する医療スタッフの声

看護管理者

私たちの地域では開業医の高齢化が進んでおり、今後地域の訪問診療を行う医師が減少する可能性があります。そうなる前に看護師が特定行為研修を修了し、手順書により特定行為を行えるようになることで、**地域医療に貢献しなければ**と思いました。
(訪問看護ステーション管理者)

同僚

朝のカンファレンスで患者の病態を報告する際、特定行為研修の修了者から**具体的に根拠に基づいた助言**をもらえるようになりました。その姿を見て私も後に続かなければと思うようになり、特定行為研修を受講する予定です。

看護管理者

研修修了者が、特定行為研修の共通科目で学んだ医学的な知識を用いて、看護師の視点から、後輩スタッフのアセスメント能力が向上するような助言を行っているため、**ステーション全体の看護の質が向上**しています。
(訪問看護ステーション管理者)

医師

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できていると思います。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、**より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと**思います。
(クリニック医師)

施設管理者・看護管理者の皆さまへ

あなたの施設の看護師を育てよう！

未来の医療を支える 「特定行為研修」のご案内



「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

「特定行為研修」って、どういうもの？

目的

特定行為研修を受けた看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、タイムリーに特定行為を実施することができるようになります。

特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。

研修内容

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。講義、演習または、実習によって行われ、研修機関によっては、講義、演習に「e-ラーニング」を導入しています。

【共通科目】315時間（合計） 【区分別科目】15～72時間

実施機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。
※【区分別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが可能な場合があります。

Q & A



指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修の指定研修機関は、平成28年4月1日現在、**全国に21か所**あります。詳しくは、厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、**おおむね4か月～2年間で修了**することができます。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目により異なりますが、**おおむね30万円～250万円**かかります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



特定行為研修の受講生が所属する施設の、 施設管理者・看護管理者の役割

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、**研修修了後の配置先の配慮などの環境整備**が重要な役割となります。その他にも、特定行為研修受講中の学習環境の整備や、勤務の調整なども大切な役割です。

特定行為研修は、就労継続しながらの受講が可能です

研修のイメージ

下の例のように、就労しながら研修を受講できます。

▶ 共通科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前				共通科目	夜勤	夜勤	
午後	日勤	日勤	日勤				
夕方	共通科目	共通科目	共通科目	夜勤	夜勤	共通科目	

▶ 区分別科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	実習	実習	自己学習	実習	実習	実習	自己学習
午後	日勤	日勤	実習	日勤	日勤	日勤	
夕方		自己学習			自己学習		

特定行為研修には、活用可能な支援制度があります

所属施設

キャリア形成促進助成金

受講者の所属する施設は、キャリア形成促進助成金の「成長分野等・グローバル人材育成訓練」の活用が可能な場合があります。
→ 詳細は、都道府県労働局にお尋ねください。

※この他にも所属施設向けに、独自の助成制度を設けている都道府県もあります。
※支援制度の詳細は、最寄りのハローワーク、または各都道府県にお問い合わせください。

研修生

一般教育訓練給付

雇用保険の一般被保険者、または一般被保険者でなくなってから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の20%相当額（上限10万円）を受給することができる制度です。→ 詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。